

監 査 公 表 第 1 号

平成31年3月15日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（社会福祉法人周南市社会福祉事業団）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成31年3月8日に決定、同日議長及び市長に提出し、平成31年3月15日に議会報告されています。）

社会福祉法人周南市社会福祉事業団に対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等をしている団体のうちから、社会福祉法人周南市社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）を選定し、関係する本市主管課である福祉医療部高齢者支援課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

ア 社会福祉事業団関係

(ア) 監査対象事務

公の施設の指定管理（周南市軽費老人ホームきずな苑、周南市須金老人デイサービスセンター及び周南市大津島老人デイサービスセンター）及び介護保険低所得者利用者負担対策事業補助金に係る出納その他の事務

(イ) 監査対象事業年度

平成29事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

(ウ) 監査の実施方法

監査に当たっては、対象事業年度の関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

イ 本市主管課関係

社会福祉事業団について、監査対象とした指定管理料及び補助金の予算執行並びに指定管理者の指定手続等を対象とした。

(3) 監査の実施期間

平成30年11月22日から平成31年3月8日まで

2 社会福祉事業団の概要

(1) 設立年月日

昭和49年5月8日

(2) 設立目的 (定款第1条)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地 (定款第4条)

山口県周南市瀬戸見町12番30号

(4) 組織 (平成30年3月31日現在)

役員8人(理事長、常務理事、理事4人、監事2人)、職員82人、臨時職員50人(常勤換算人数)である。

(5) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業の概要

ア 第1種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

a 老人福祉施設 特別養護老人ホームつづみ園

(イ) 軽費老人ホームの経営

a 老人福祉施設 周南市軽費老人ホームきずな苑 (市指定管理事業)

イ 第2種社会福祉事業

(ア) 老人デイサービスセンターの経営

a 老人福祉施設 つづみ園デイサービスセンター

b 老人福祉施設 周南市須金老人デイサービスセンター (市指定管理事業)

c 老人福祉施設 周南市大津島老人デイサービスセンター (市指定管理事業)

(イ) 短期入所生活介護事業の経営

a 短期入所生活介護 つづみ園短期入所生活介護

ウ 公益事業

(ア) 公益を目的とする事業の経営

a 居宅介護支援事業 つづみ園居宅介護支援事業所

b 地域包括支援センター つづみ園地域包括支援センター

なお、監査対象である公の施設の概要は、以下のとおりである。

施設名		周南市軽費老人ホームきずな苑	周南市須金老人デイサービスセンター	周南市大津島老人デイサービスセンター
施設等の概要	施設の概要			
	所在地	速玉町3番16号	須万2488番地	大津島221番地
	事業開始	昭和57年9月	平成6年5月	平成7年5月
	利用対象	60歳以上（夫婦の場合は、いずれかが60歳以上であれば可）の健康で身のまわりのことが自分ででき、毎月の利用者負担金を納めることができる方	市内に居住する65歳以上の方（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）であり、要介護状態又は要支援状態にある方並びに65歳以上の要援護高齢者及び要援護状態となるおそれのある高齢者	
利用状況	○平成30年3月31日現在 ・入所者数 42人 単身者 40人 夫婦組 1組（2人） [定員 50人（個室40室 夫婦室5室）] ・充足率 82.8%（41.4人/日）	○平成29事業年度 ・延利用者数 1,306人 [定員 15人/日] ・充足率 36.0%（5.4人/日） ○平成30年3月期 ・実利用者数 18人 ・延利用者数 104人	○平成29事業年度 ・延利用者数 1,076人 [定員 15人/日] ・充足率 30.0%（4.5人/日） ○平成30年3月期 ・実利用者数 17人 ・延利用者数 70人	
指定管理指定期間	平成29～平成33年度 （当初指定 平成18年4月1日）			

3 本市からの財政援助等

(1) 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、平成29年度は、軽費老人ホームきずな苑 7,772万4,000円、須金老人デイサービスセンター1,868万2,000円及び大津島老人デイサービスセンター2,456万3,000円の指定管理料を支出している。

(2) 補助金

監査対象とした補助金について、平成29年度は、介護保険低所得者利用者負担対策事業に19万5,494円の補助金を交付している。

(3) その他

本市は、社会福祉事業団に対して基本金300万円を出資している。

4 監査の結果

監査対象とした公の施設の指定管理及び補助金交付に係る社会福祉事業団の事務並びに当該団体に関する主管課の事務は、次に述べる事項を除いておおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

(1) 社会福祉事業団関係

ア 公の施設の指定管理について

支出について、社会福祉法人周南市社会福祉事業団決裁規程に基づく決裁がされていないもの、社会福祉法人周南市社会福祉事業団経理規則に基づく処理がされていないものがあった。